

第1回尾三衛生組合臨時会

議事の経過

(開会 平成30年12月25日 午後1時30分)

水野書記

ご起立を、お願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

平成30年第1回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。
本臨時会に提案されております案件は、管理者提出議案2件であります。議員の皆様には慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。
管理者招集あいさつ、小野田管理者。

小野田管理者

はい、管理者 小野田。皆様、改めましてこんにちは。
平成30年第1回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様にはお忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。
さて、本日の臨時会に上程いたします議案は、条例の一部改正議案及び補正予算の2議案でございます。慎重にご審議を賜り、ご賛同頂きますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

加藤議長

ありがとうございました。
ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので平成30年第1回尾三衛生組合議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。
これより、本日の日程に入ります。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第61条の規定に基づき、12番 門原武志議員、1番 白井えり子議員を指名します。
日程第2会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日としたいが、これにご異議ございませんか。

議員一同

「異議なし。」の発言あり

加藤議長

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日一日とすることに決定しました。
日程第3諸般の報告を議題とします。監査委員から例月出納検

査につきまして、平成30年9月分及び10月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に議会運営委員長より議会運営委員会の報告をして頂きます。白井えり子議会運営委員長。

白井委員長

只今、議長よりご指名がありましたので12月18日午後1時30分より開催いたしました、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」及び、「平成30年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の2件でございます。

議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、通告はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4「議案第7号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案者の説明を求めます。加藤事務局長。

加藤事務局長

はい、事務局長 加藤。

「議案第7号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。この案を提出するのは、一般職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職の職員の給与月額等を改正する必要があるからでございます。

なお、詳細については、総務課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

加藤議長

補足説明を加藤総務課長にお願いします。

加藤総務課長

はい、総務課長 加藤。

議案第7号の補足説明をさせていただきます。主な改正内容は、第1条関係、宿日直手当の支給限度額を改めること。平成30年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職の職員は100分の95、再任用職員は100分の47.5に改め、併せて、給料表も改めるものでございます。第1条関係は、公布の日から施行し、適用日は平成30年4月1日でございます。

次に、第2条関係は、年間での支給割合に改正はありませんが、期末手当については、一般職の職員は6月及び12月の支給割合を100分の130、再任用職員は6月及び12月の支給割合を100分の72.5に改める。勤勉手当については、一般職の職員はそれぞれ100分の92.5、再任用職員はそれぞれ100分の45に改めるものでございます。第2条関係の施行日は、平成31年4月1日でございます。

以上でございます。

加藤議長

議案第7号については、事前に質疑の通告がありませんでしたのでこれより討論・採決に入ります。

「議案第7号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」反対討論を許します。

[なし]

次に賛成討論を許します。

[なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結し採決します。議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、「議案第8号 平成30年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。加藤事務局長。

加藤事務局長

はい、事務局長 加藤。

「議案第8号 平成30年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案説明をさせていただきます。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,658万8千円を増額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,223万1千円と定めるものでございます。

なお、詳細については、総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。

補足説明を加藤総務課長お願いします。

加藤総務課長

はい、総務課長 加藤。

議案第8号の補足説明をさせていただきます。7・8ページをご覧ください。歳入でございます。款4財産収入、項1、目1、節1利子及び配当金は財政調整基金運用利子の確定に伴うものでございます。款6繰越金、項1、目1、節1前年度繰越金は平成29年度決算剰余金でございます。9・10ページをご覧ください。歳出でございます。款2総務費、項1、目1、節25積立金、財政調整基金積立金は、歳入で説明しました基金運用利子13万2千円と前年度繰越金1億3,645万6千円でございます。以上でございます。

加藤議長

議案第8号についても、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論・採決に入ります。

「議案第8号 平成30年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」について、反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結し採決します。

議案第8号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

議員

「異議なし。」の発言あり。

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。
管理者閉会あいさつ 小野田管理者。

小野田管理者

はい、管理者 小野田。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

只今は本日ご審議いただきました2議案につきまして、適切にご審議を賜り、いずれも原案どおり議決を頂き、誠にありがとうございました。年の瀬も近づいてまいり、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意して頂き、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げますとともに、今後とも本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

私からも本臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力

を賜り、重ねて御礼申し上げます。今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回尾三衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

水野総務課主幹

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼

ご着席ください。

(閉会 午後 1時45分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成31年 月 日

議 長

署名議員

署名議員